

議第56号

高山市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市一之宮保健センターを廃止するため改正しようとする。

高山市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成7年高山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市保健センターの項・高山市丹生川保健センターの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市清見保健センター</td> <td>高山市清見町三日町4 1 4 番地 1</td> </tr> <tr> <td>高山市一之宮保健センター</td> <td>高山市一之宮町3 2 1 5 番地 5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市久々野保健センターの項～高山市上宝保健センターの項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市保健センターの項・高山市丹生川保健センターの項 (略)		高山市清見保健センター	高山市清見町三日町4 1 4 番地 1	高山市一之宮保健センター	高山市一之宮町3 2 1 5 番地 5	高山市久々野保健センターの項～高山市上宝保健センターの項 (略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市保健センターの項・高山市丹生川保健センターの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市清見保健センター</td> <td>高山市清見町三日町4 1 4 番地 1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市久々野保健センターの項～高山市上宝保健センターの項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市保健センターの項・高山市丹生川保健センターの項 (略)		高山市清見保健センター	高山市清見町三日町4 1 4 番地 1	高山市久々野保健センターの項～高山市上宝保健センターの項 (略)	
名称	位置																		
高山市保健センターの項・高山市丹生川保健センターの項 (略)																			
高山市清見保健センター	高山市清見町三日町4 1 4 番地 1																		
高山市一之宮保健センター	高山市一之宮町3 2 1 5 番地 5																		
高山市久々野保健センターの項～高山市上宝保健センターの項 (略)																			
名称	位置																		
高山市保健センターの項・高山市丹生川保健センターの項 (略)																			
高山市清見保健センター	高山市清見町三日町4 1 4 番地 1																		
高山市久々野保健センターの項～高山市上宝保健センターの項 (略)																			

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。